

本部町第5次総合計画 基本構想(案)

目次

はじめに	1
第1章 第5次総合計画の目的	1
第2章 第5次総合計画の構成と期間	1
第3章 本部町の概況	2
1. 人口・世帯数	2
①人口・世帯数の推移	2
②年齢階級別人口	3
③行政区別人口の推移	4
2. 産業	4
①労働力人口	4
②就業構造	5
③事業所数	5
3. 町民所得	6
基本構想	7
第1章 まちづくりの基本理念	7
第2章 本部町が目指す将来像	8
1. 将来まちづくり像	8
2. 将来人口の設定について	9
3. 土地利用の方針	10
第3章 まちづくりの方向	13
1. まちづくりの基本目標について	13
2. 施策体系	14

はじめに

第1章 第5次総合計画の目的

第5次本部町総合計画は、本町の将来を展望し、まちづくりの中長期的なビジョンを定めるまちの最上位計画である。

本計画の目的は、町民憲章を計画の基本理念におき、理想とする本部町の姿をめざしたまちづくりを進めていくことである。そのため、本町を取り巻く社会情勢の動きや町民ニーズなどを踏まえ、本部町の将来像を描き、長期的かつ総合的なまちづくりの目標を示している。

なお、まち・ひと・しごと創生法第10条第2項に基づき策定される、「本部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」まちづくりを目的に策定される計画であり、総合計画との関連性が高く、一体的に推進する必要があることから、2つの計画を一体的に策定することとする。

第2章 第5次総合計画の構成と期間

第5次総合計画は「基本構想」「基本計画」から構成される。

◆基本構想

本部町の将来像と、これを実現するためのまちづくりの目標を明らかにしている。

計画期間 10年(令和8年～令和18年)

◆基本計画

基本構想で描かれた目標を実現するための基本的施策を総合的かつ体系的に示している。社会経済情勢の変化や各施策の進行状況等を踏まえた計画の見直しを図ることを目的に、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標とする前期計画、令和13年度を初年度とし、令和17年度を目標とする後期計画を策定する。

なお、前期計画は「第3期本部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねる計画とする。

前期計画期間 5年(令和8年～令和12年)

後期計画期間 5年(令和13年～令和18年)

第3章 本部町の概況

1. 人口・世帯数

①人口・世帯数の推移

本町の人口は令和2年10月1日現在12,530人となっており（国勢調査）、平成27年より7.4%の減少となっている。

本町では、昭和25年時点の27,552人をピークに、人口減少が続いているが、過去10年は、平成17年から22年にかけて3.6%の減少、平成22年から平成27年にかけて2.4%の減少と小幅の減少に留まっていた。平成27年から令和2年にかけての7.4%の減少は、昭和50年から55年にかけての14.1%の減少に次ぐ減少幅となっている。

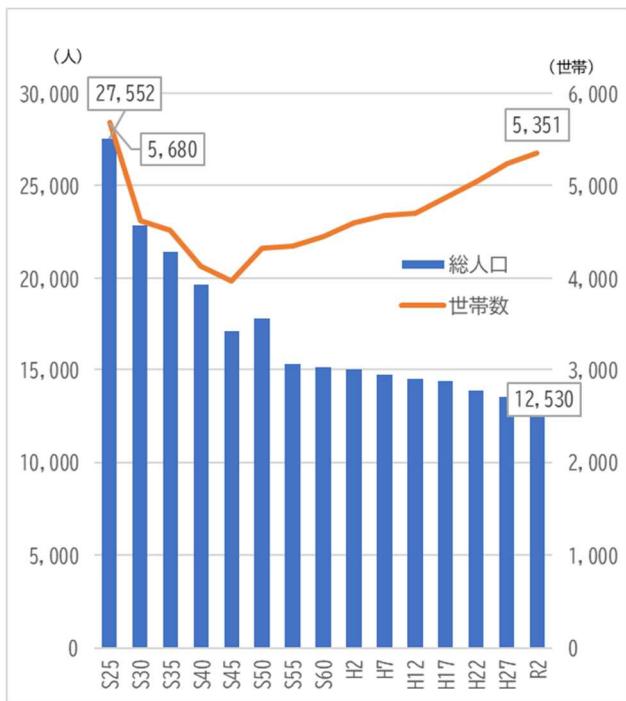
令和2年における世帯数は5,351世帯、一世帯あたり人員は、2.3人となっており、世帯数の増加、1世帯あたり人員の減少傾向が継続してみられる。

■人口の推移

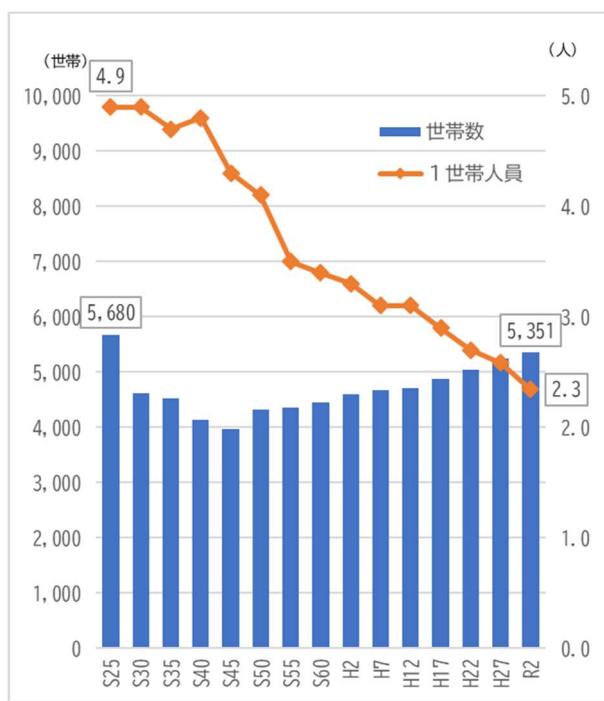
	人口			世帯数	
	総人口	男性	女性	世帯数	1世帯人員
T9	22,492	10,687	11,805	4,132	5.4
T14	21,859	10,547	11,312	4,289	5.1
S5	23,281	1,092	12,379	4,455	5.2
S10	21,963	10,350	11,613	4,544	4.8
S15	20,409	9,417	10,992	4,375	4.7
S20	-	-	-	-	-
S25	27,552	12,622	14,930	5,680	4.9
S30	22,854	10,749	12,108	4,620	4.9
S35	21,442	10,222	11,220	4,517	4.7
S40	19,657	9,438	10,219	4,127	4.8
S45	17,152	8,212	8,940	3,969	4.3
S50	17,823	9,001	8,822	4,319	4.1
S55	15,307	7,698	7,609	4,353	3.5
S60	15,116	7,551	7,565	4,455	3.4
H2	15,043	7,455	7,588	4,604	3.3
H7	14,718	7,303	7,415	4,675	3.1
H12	14,522	7,266	7,256	4,706	3.1
H17	14,383	7,163	7,220	4,878	2.9
H22	13,870	6,989	6,881	5,049	2.7
H27	13,536	6,902	6,634	5,237	2.6
R2	12,530	6,337	6,193	5,351	2.3

資料：国勢調査

■人口・世帯数の推移



■世帯数・一世帯あたり人員の推移

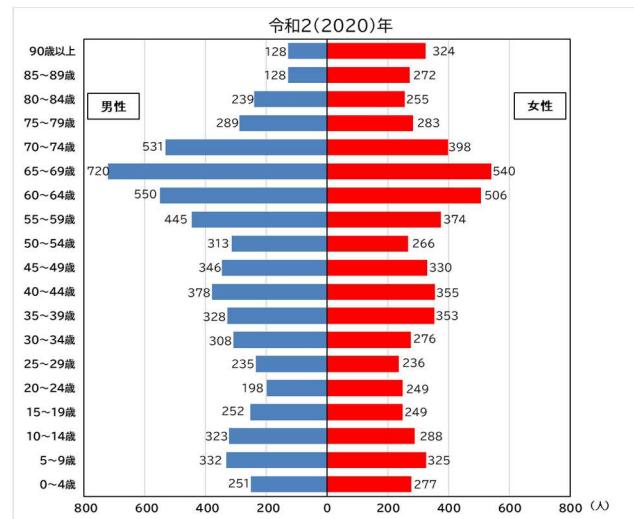
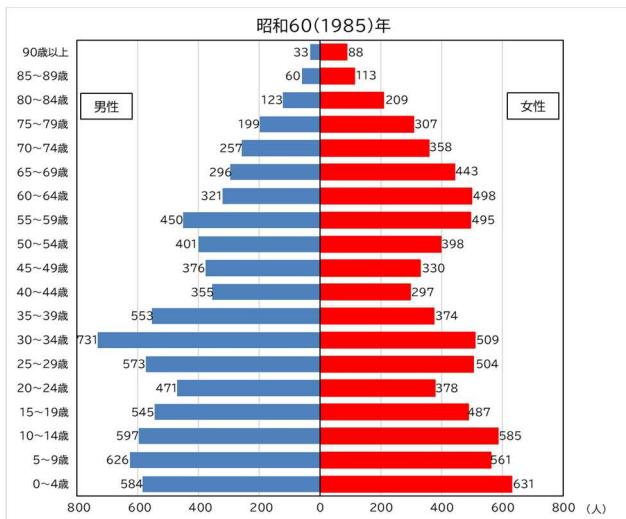


資料：国勢調査

②年齢階級別人口

昭和 60 年と令和 2 年における年齢階級別人口を比較してみると、65 歳以上の高齢人口が増加する一方で、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口、14 歳以下の年少人口が大きく減少しており、少子高齢化の傾向が顕著に表れている。

■年齢階級別人口比較(昭和 60 年、令和 2 年)



資料：国勢調査

③行政区別人口の推移

行政区別の人口をみると、大東山行政区が最も多く、以下、渡久地行政区、豊川行政区、大浜行政区、谷茶辺名地行政区と続いている。

人口増減を全体的にみると半数以上の行政区において減少傾向にあるが、瀬底行政区、浜元行政区、謝花行政区、新里行政区、豊川行政区においては人口増加がみられる。

■行政区別人口の推移(単位：人、人/ha)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
							人口	人口増加率
瀬底	917	871	921	839	850	825	862	4.5%
崎本部	823	785	794	810	719	672	606	-9.8%
健堅	860	849	789	799	757	687	575	-16.3%
大浜	1,474	1,498	1,449	1,500	1,385	1,427	1,233	-13.6%
谷茶辺名地	1,334	1,279	1,285	1,268	1,305	1,280	1,109	-13.4%
渡久地	1,664	1,663	1,616	1,547	1,420	1,419	1,298	-8.5%
大東山	1,884	1,788	1,716	1,724	1,613	1,536	1,393	-9.3%
伊豆味	835	848	803	791	828	779	682	-12.5%
伊並	922	970	979	950	872	852	756	-11.3%
浜元	976	910	938	891	991	941	943	0.2%
謝花	648	692	732	758	694	682	694	1.8%
具志堅	641	551	508	495	448	432	362	-16.2%
新里	319	286	356	370	365	371	389	4.9%
備瀬	663	630	580	511	484	448	372	-17.0%
豊川	1,083	1,098	1,056	1,130	1,139	1,185	1,256	6.0%
合計	15,043	14,718	14,522	14,383	13,870	13,536	12,530	-7.4%

資料：国勢調査、本部都市計画区域都市計画基礎調査（沖縄県）

2. 産業

①労働力人口

本町における令和2年労働力人口は6,424人で、このうち就業者数は6,063人、完全失業者数は361人である。平成17年以降の失業率回復に伴い、就業者数は増加傾向にあったものの、労働力人口の減少に伴い、平成22年以降就業者数は減少傾向が続いている。

■労働力人口の推移

	15歳以上 人口	労働力人口			非労働力 人口	完全 失業率
		総数	就業者	完全失業者		
昭和55年	11,662	6,815	6,473	342	4,813	5.0%
昭和60年	11,532	7,073	6,633	440	4,410	6.2%
平成2年	11,554	6,747	6,182	565	4,807	8.4%
平成7年	11,629	6,837	6,346	491	4,788	7.2%
平成12年	12,050	6,766	6,185	581	5,260	8.6%
平成17年	12,303	7,083	5,975	1,108	5,138	15.6%
平成22年	11,992	6,983	6,304	679	4,964	9.7%
平成27年	11,572	6,740	6,241	499	4,628	7.4%
令和2年	10,654	6,424	6,063	361	4,222	5.6%
男	5,388	3,581	3,322	259	1,802	7.2%
女	5,266	2,843	2,741	102	2,420	3.6%

資料：国勢調査

②就業構造

令和2年、本町に居住する就業者は6,063人となっている。産業別就業者数でみると、第1次産業524人（構成比8.6%）、第2次産業974人（同16.1%）、第3次産業4,557人（同75.2%）となっている。平成22年以降、就業者数は減少している。

次に産業別に就業人口の推移をみると、第1次産業においては、就業者数の減少に歯止めがかからず、平成12年と比較すると令和2年の就業者数は42.9%減少し、524人となっている。また、第2次産業においても、就業者数が平成12年から令和2年にかけ、34.0%減少している。一方、第3次産業は平成12年には3,790人であった就業者が、令和2年には4,557人と20.2%増加している。特に、サービス業への従事者は全体の半数以上を占めており、今後も観光業などの進展などにより、第3次産業への就業者数の増加が見込まれる。

■労働力人口の推移

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年			令和2年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
第1次産業 (a)	918	680	238	768	581	187	703	559	144	595	469	126	524	390	134
農業	820	587	233	681	505	176	618	480	138	541	420	121	472	345	127
林業	7	7	0	4	3	1	5	5	0	0	0	0	1	1	0
水産業	91	86	5	83	73	10	80	74	6	54	49	5	51	44	7
第2次産業 (b)	1476	1253	223	1179	987	192	1140	978	162	1107	941	166	974	828	146
鉱業	68	59	9	12	12	8	8	8	0	24	23	1	20	18	2
建設業	1100	984	116	849	758	91	795	714	81	798	718	80	716	642	74
製造業	308	210	98	228	217	11	337	256	81	285	200	85	238	168	70
第3次産業 (c)	3790	1786	2004	4012	1835	2177	4416	2022	2394	4485	2066	2419	4557	2103	2454
卸・小売業	1208	469	739	881	352	529	912	381	531	824	351	473	709	302	407
金融・保険業	50	14	36	56	15	41	63	23	40	48	16	32	36	10	26
不動産業	11	7	4	21	9	12	73	50	23	69	39	30	86	49	37
運輸・通信業	44	21	23	228	197	31	231	199	32	225	193	32	250	215	35
電気・水道・ガス	25	18	7	22	19	3	14	11	3	18	14	4	29	20	9
サービス業	1215	91	1124	2593	1087	1506	2908	1213	1695	3066	1303	1763	3222	1361	1861
公務	247	176	71	211	156	55	215	145	70	235	150	85	225	146	79
分類不能 (d)	1	0	1	16	8	8	45	26	19	54	36	18	8	1	7
合計 (a+b+c+d)	6185	3719	2466	5975	3411	2564	6304	3585	19	6241	3512	2729	6063	3322	2741

資料：国勢調査

③事業所数

本町における令和3年の事業所数は746件となっており、平成26年の792件以降減少している。また、従業員数が10人未満の事業者が全体の84.5%を占める状況にある。

一方、産業大分類別にみると、「サービス業」が最も多く全体の55.9%(417件)を占めており、次いで「卸売業・小売業」が23.1%(173件)で続いている。

■産業大分類別事業所数及び従業者数(単位：件、人)

産業大分類	事業所数	従業員規模別事業所数						従業者数
		0人	1～4人	5～9人	10～29人	30人以上	出向・派遣	
A. B. C 農林水産業	7	1	3	1	1	1	1	67
D. 鉱業	3	-	-	1	1	1	1	100
E. 建設業	48	2	20	12	13	1	1	459
F. 製造業	43	10	16	10	5	2	2	356
G. 卸売業・小売業	173	95	47	19	9	3	3	756
H. 金融・保険業	6	1	2	-	3	-	-	41
I. 不動産業	27	15	8	4	-	-	-	82
J. 運輸・通信業	12	1	2	4	4	1	1	258
K. 電気・ガス・水道業	3	-	2	-	1	-	-	21
L. サービス業	417	154	147	51	44	21	21	3,861
その他	7	-	3	-	1	3	3	297
合計	746	279	250	102	82	33	0	6,298

資料：令和3年経済センサス

■産業大分類別事業所数及び従業者数の推移(単位：件、人)

産業大分類	平成8年度		平成13年度		平成18年度		平成21年度		平成26年度		平成28年度		令和3年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A. B. C 農林水産業	3	38	3	41	5	115	6	138	7	150	5	103	7	67
D. 鉱業	4	106	3	81	2	44	2	49	1	6	4	72	3	100
E. 建設業	66	837	62	748	52	565	54	508	46	419	46	454	48	459
F. 製造業	38	259	37	263	32	307	31	316	50	470	48	402	43	356
G. 卸売業・小売業	452	1,285	435	1,140	273	817	256	844	224	878	212	875	173	756
H. 金融・保険業	6	63	5	49	6	44	4	43	5	43	5	46	6	41
I. 不動産業	16	26	16	20	20	29	23	59	29	92	29	90	27	82
J. 運輸・通信業	21	184	16	203	14	172	13	184	11	141	11	164	12	258
K. 電気・ガス・水道業	-	-	-	-	3	15	3	15	2	15			3	21
L. サービス業	223	1,760	207	1,789	364	2,939	378	3,203	407	3,485	390	3,369	417	3,861
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	10	230	-	-	7	297
合 計	829	4,558	784	4,334	771	5,047	770	5,359	792	5,929	750	5,575	746	6,298

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

3. 町民所得

本町の令和3年度における1人当たり町民所得は、2,039千円であり、1人当たり国民所得3,153千円の64.5%、1人当たり県民所得2,258千円の90.3%と低い水準となっている。しかしながら、1人当たり県民所得と1人当たり町民所得の差は、平成17年以降継続して、縮小している。

経済活動別純生産に関しては、第1産業は平成28年、第2次産業は令和元年をピークに減少に転じている。一方、第3次産業については、令和3年は、28,629百万円となっており、町内総生産に占める割合は73.6%を占めている。

■町民所得の推移

	一人当たり 国民所得 (千円)	一人当たり 県民所得 (千円)	本部町						
			町民所得 (分配) (百万円)	一人当たり町民所得		町内総生産(百万円)			
				実数 (千円)	水準	総額	第1次	第2次	第3次
平成17年	3,038	2,045	22,386	1,556	0.76	23,714	1,450	4,850	17,414
平成18年	3,089	2,050	21,749	1,523	0.74	22,716	1,529	4,760	16,427
平成19年	3,084	2,049	22,193	1,565	0.76	22,644	1,652	4,692	16,300
平成20年	2,845	1,990	21,524	1,528	0.77	21,728	1,315	4,641	15,772
平成21年	2,755	2,017	22,406	1,602	0.79	22,116	1,280	5,079	15,757
平成22年	2,848	2,037	22,696	1,636	0.80	21,593	1,297	4,182	16,114
平成23年	2,798	2,035	21,656	1,572	0.77	35,316	1,584	7,771	25,923
平成24年	2,808	2,020	21,328	1,549	0.77	33,586	1,599	5,626	26,327
平成25年	2,925	2,102	22,336	1,634	0.78	40,612	1,638	12,462	26,490
平成26年	2,961	2,094	22,580	1,664	0.79	33,698	1,650	5,672	26,401
平成27年	3,089	2,199	24,106	1,781	0.81	35,224	1,650	5,982	27,732
平成28年	3,089	2,285	25,642	1,924	0.84	37,924	2,010	7,629	28,487
平成29年	3,157	2,316	26,040	1,991	0.86	38,340	1,731	7,611	29,212
平成30年	3,181	2,324	26,102	2,032	0.87	40,537	1,566	9,291	29,918
令和元年	3,181	2,336	26,285	2,074	0.89	45,167	1,463	14,044	29,995
令和2年	2,980	2,179	24,361	1,944	0.89	37,806	1,248	8,935	27,891
令和3年	3,153	2,258	25,418	2,039	0.90	38,894	1,264	9,251	28,629

資料：令和3年度沖縄県市町村民所得、沖縄県統計年鑑、国民経済計算（GDP統計）

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりは、町民一人ひとりが自分の住んでいる町に愛着と誇りを感じ、今後とも住み続けたいと思える、潤いある生活の場を築き上げていくことを大きな目標とするものである。

本町は、周囲を緑深い山々に抱かれ、ふもとには平地の広がりと満名川が見られ、海岸には白い砂浜や豊かなイノ一が見られるなど、自然に恵まれた町である。また、多くの先人達が残してくれた英知や町民の誇り、活力を財産としながら発展してきた。

本町の町づくりは、こうした財産を大切にし、町民一人ひとりが潤いと活力に満ち、後世にも誇れる地域社会の実現に向け、町民が主人公となって取り組んでいくことが求められている。

こうしたことから、本計画においては本部町民憲章を街づくりの基本理念として掲げ、地域との協働のもとにまちづくりに取り組んでいくこととする。

本部町町民憲章

わたくしたち本部町民は、ふるさとの美しい自然とそこに息づく歴史・文化に誇りをもち、町民のたくましく生きる力と積極性を活かして活力ある町づくりに励むとともに、新しい時代にひらける太陽と海と緑—観光文化の町づくりをめざし、ここに町民憲章を定めます。

わたくしたち本部町民は

- ふるさとの美しい自然を愛し
みどりの町をつくります。
- 健康で働く喜びを大切にし
幸せな家庭を築きます。
- 決まりを守り互いに力を合わせて
明るい町をつくります。
- 思いやりの心でいたわり助け合って
住みよい町をつくります。
- 教育・文化を大切にし
教養を高め心豊かな人になります。

第2章 本部町が目指す将来像

1. 将来まちづくり像

本町は、昭和59年に策定された「本部町総合計画基本構想」（第1次）において、本町の町づくりの将来像を「太陽と海と緑—観光文化のまち」と定めた。

また、平成2年には本部町民憲章の前文の中でも町づくり像として掲げられ、以降、第2次総合計画以降現在に至るまで継承され、町民にも深く浸透し、支持されてきたところである。

よって、本「第5次本部町総合計画」においても、この町づくり像を継承するものとする。

本部町の将来まちづくり像

「太陽と海と緑—観光文化のまち」

「太陽と海と緑—観光文化のまち」とは

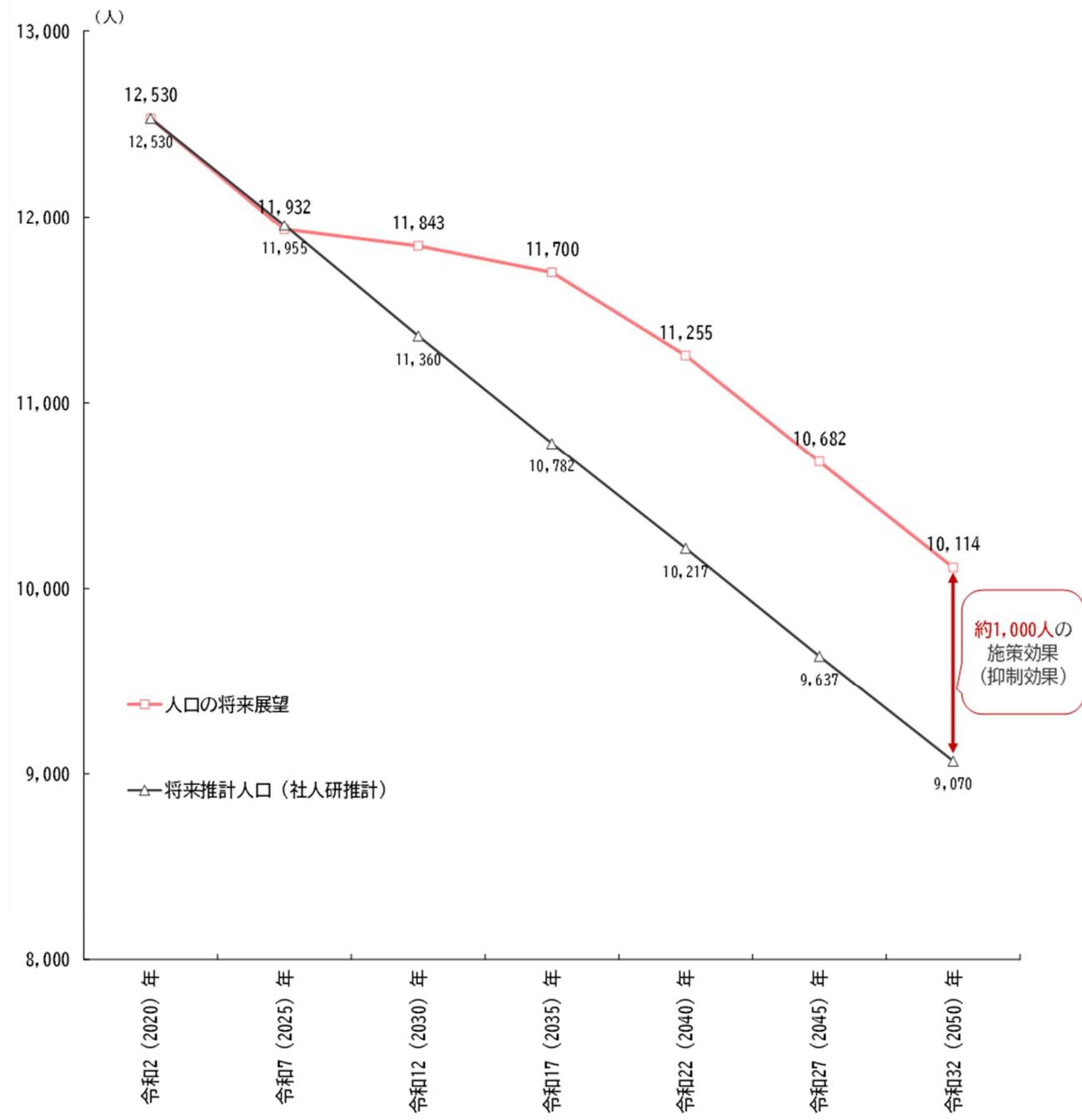
亜熱帯のあふれる太陽のもとに築き上げられてきた、町民一人ひとりが身近に実感しうる住みよい町のイメージである。すなわち、海、山の自然の恵みと固有の文化に根ざしつつ、自然の摂理はもとより、人間性を大切にする姿勢を基調とした観光文化のまちの実現を目指すものである。

2. 将来人口の設定について

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した日本の地域別将来人口推計によると、本部町の人口は令和32年には、9,070人にまで減少すると予測されている。

このような中長期的な見込みに対して、令和32年の将来人口を、概ね10,000人規模を維持することを目標として、産業振興策による雇用の確保や、新たな宅地形成による住環境づくり、子育て支援策の充実などの施策展開を通じた魅力あるまちづくりに取り組むこととする。

■人口の将来展望



3. 土地利用の方針

私たちは、緑豊かなムイ（森）や清らかな川、美しい海等、豊かで美しい自然環境の恩恵を受け、生活を営んできた。

この豊かな自然の中で先人たちが育んできた伝統的な集落、御嶽や拝所等の聖地、踊りや祭事等固有の歴史的資源・伝統文化は、私たちに安らぎや自信、誇りを与えてくれている。

先人から受け継いだ多様で美しい郷土を守り、さらに価値を高め、より良い形で次世代へ引き継ぐことが私たちの責務であると認識し、自然と人とが共生するまちづくりを推進する。

さらには、多様な観光資源を活かし、多くの人々が訪れ、交流し、安心・安全で明るく住みよい、すべての世代の人々が生きがいを持ち、夢と活力に満ちた持続的に発展するまちづくりを推進する。

このような、まちづくりの基本的な考え方のもと、土地利用にあたっては、利用と保全の調和を図るとともに、本町の自然、歴史・文化や社会特性を踏まえ、豊かで活力ある町民生活と社会・経済活動が営まれる場としての秩序ある土地利用の形成を目指す。また、上本部飛行場跡地をはじめとする町有地の利活用による企業誘致や新たな宅地の形成の推進を通じ、産業の活性化、町民の生活利便性の向上を図っていく。

■主要用途の配置の方針

本町においては、用途地域が未指定であり、今後、良好な市街地環境の保全・形成を図るため、土地利用現況を踏まえつつ、将来の市街地像を明確にした上で、用途地域の指定を検討する。

渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落においては、住環境の改善を図りつつ安全で快適に生活できるゆとりある住宅地の形成に努める。

また、渡久地一帯の中心集落は、かつて活気のある港町であったが、近年は港の機能の衰退とともに活力を失いつつある。そのため、市場の再生も含め、観光機能と地域商業サービス機能を併せ持つ本部町の中心地として湾岸整備と中心市街地活性化方策、観光振興方策と連携し、湾口と市街地が一体となった「みなとまちづくり」を推進する。

また、生産と消費を結ぶ機能を有する流通業務地は、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を有している。

そのため、本部港（本部地区・渡久地地区）の背後地においては港湾施設の整備等、流通業務機能の充実を図る。

■土地利用の方針

・用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途地域の指定のない本町においては、地区の将来像を明確にした上で用途の純化や複合化を検討し、用途地域の指定に努める。特に、渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落については良好な市街地形成を図るため、用途地域の指定を検討する。

・居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽住宅地並びに密集市街地については、まちに刻まれたたたずまいを十分活かし、地域のつながりを重視するとともに、ユニバーサルデザインにも配慮したコミュニティ道路やポケットパーク等の整備な

ど、きめ細かな住環境の改善に努める。また、既存集落については、ゆとりある住環境の形成と集落環境の維持に努める。さらに、低・未利用地や空き家等の既存住宅ストックの有効利用に努める。

- ・都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周縁部の斜面緑地等は、環境保全や景観保全上極めて重要な機能を果たしており、風致地区、緑地保全地域及び景観法の活用等、積極的な保全に努める。

市街地においては、住民の憩える公園などの質の向上を図る。集落地域においては、フクギ屋敷林の整備などによる良好な集落環境の保全・形成を図る。歴史的資源についても、その保全・整備を検討し、その活用を図る。

- ・優良な農地との健全な調和に関する方針

既存集落周辺の豊かな農住環境を維持していくため、優良農地については、農業上の土地利用が継続されるよう、集団性の確保や土地利用調整等による営農環境の保全に努める。また、担い手への農地の集積・集約化の促進等による経営規模の拡大を図りつつ、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化に努める。

さらに、農振白地地域においては、無秩序な開発を抑制し、秩序ある土地利用に努める。特に開発動向が想定される地域については、特定用途制限地域や地区計画などの活用について検討する。

- ・災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に強いまちを形成するため、既存集落の防災機能の向上を進めるとともに、減災の促進など、集落周辺の斜面緑地やオープンスペースへの無秩序な開発を抑制する。さらに、密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建替えや狭隘道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した公園等の整備、避難経路、避難所等の確保に努める。

- ・自然環境形成の観点から必要な保全・再生・適正利用に関する方針

八重岳や山里円錐カルストの豊かな森とそれを源に流れる河川、河川周辺に広がる農地、河口部の港町及び良好な自然海岸など、やんばるの水循環を基軸とした自然環境の保全と必要に応じた再生や適正利用に努める。

- ・計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

用途地域の指定のない本町においては、無秩序な開発を抑制するため、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討する。

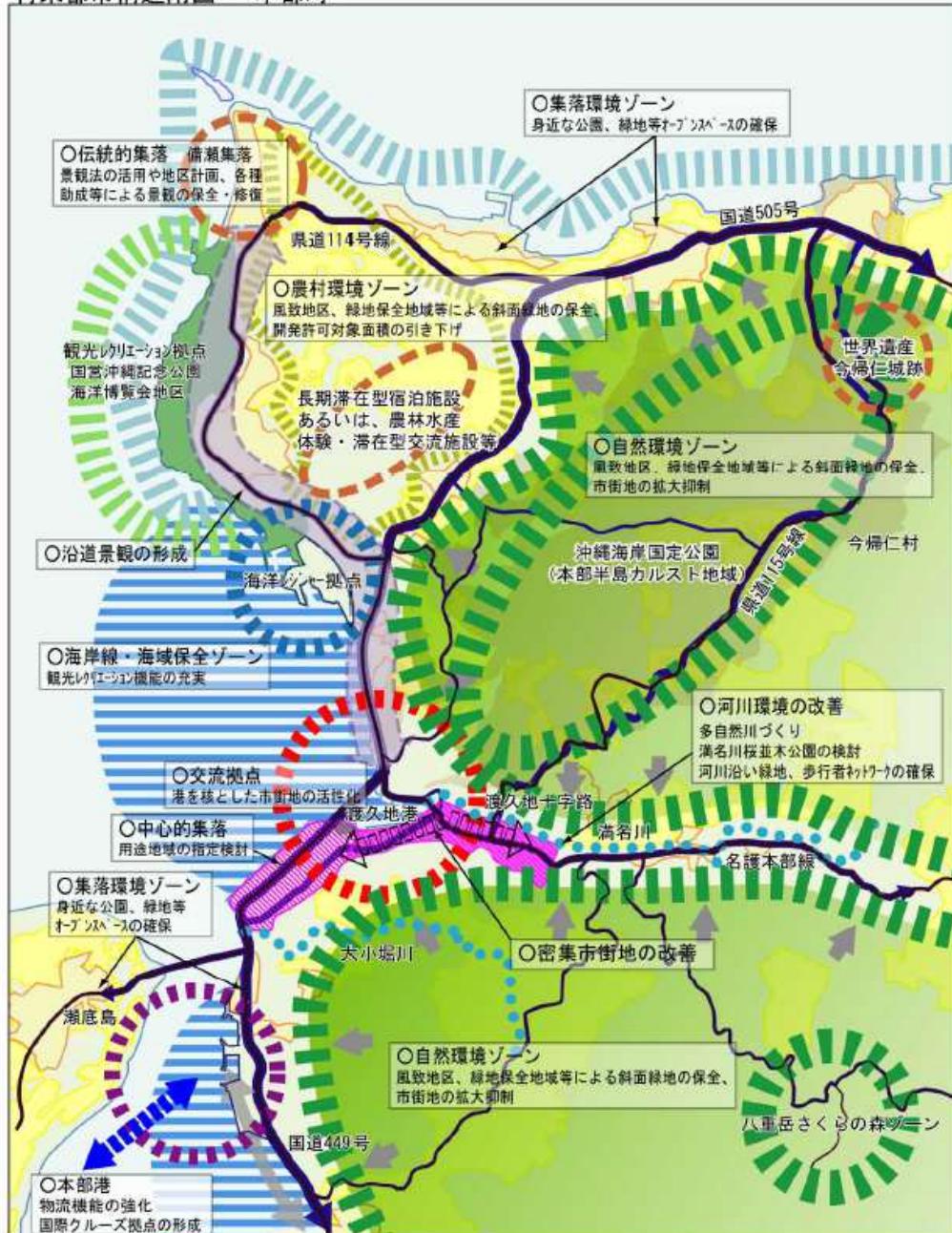
なお、良好な自然環境や集落環境が残る本町においては、「無秩序な開発の抑制」を前提とするが、周辺環境と調和し、地域活力の向上に資する開発については、適切に対応する。

- ・連携・集約型都市構造の方針

拠点への都市機能の集約を図るとともに、公共交通などによりこれら拠点間をネットワークで結ぶことにより、住民の生活利便性を高める。また、生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落において

は、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を徒步圏内に集約し、地域拠点や周辺集落と公共交通などのネットワークで結ぶことで、相互の機能の維持・強化を図る。

将来都市構造附図 -本部町-



凡 例



資料：本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和4年11月、沖縄県）

第3章 まちづくりの方向

1. まちづくりの基本目標について

将来像である「太陽と海と緑—観光文化のまち」を実現するため以下の5つの基本目標を掲げる。

■まちに根差し、稼ぐ力を備えた産業の振興

本部町の活力と魅力が融和（とけあつた）した元気なまちを目指すとともに、地域に根差し、付加価値労働生産性の高い、持続的な競争力、稼ぐ力を備えた産業の振興を図る。

※活力とは・・・働き動くための力。活動力。生命力。

※魅力とは・・・人の心をひきつけて夢中にさせる力。

■まちの暮らしを支える都市基盤の整備

本部町の豊かな自然環境の保全と活用を軸に、「太陽と海と緑」を町民一人ひとりが身近に実感できる住みよいまちづくり、快適に暮らすことができる都市基盤整備及び更新を図る。

■健康でいきいきと暮らせる医療・福祉の充実

地域全体で高齢者や障がいのある町民を支える仕組みづくりに取り組むとともに、誰もが、健康でいつまでもいきいきと安心して暮らし続けていける地域医療・福祉の充実を図る。

■「武本部」の精神で、未来を担い、明日を切り拓く人材の育成

本部町の自然・歴史・風土をふまえ、古くからの町民気質である「武本部の精神」と称される「進取の気性」「質実剛健」に富んだ、「文武両道」の精神を基盤とした資質・能力(人間力)の育成と、「住みよいまちづくり」に貢献する人材育成を図る。

■多様な人とつながる、安全・安心で持続可能なまちづくり

町民一人ひとりが、地域コミュニティ活動、防災活動などのまちを支える様々な場に参加し、多様な人とつながることで、安全・安心で持続可能なまちづくりへの展開を図る。

2. 施策体系

基本目標	基本施策
まちに根差し、 稼ぐ力を備えた 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農林水産業の振興 ✓ 町の賑わい創出と観光振興
まちの暮らしを支える 都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持続可能な公共交通ネットワークの形成・整備 ✓ 暮らしを支える、住みよい都市環境の整備
健康で いきいきと暮らせる 医療・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生涯を通じた健康づくりの推進 ✓ 生活支援の充実
「武本部」の精神で、 未来を担い、 明日を切り拓く 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子育てしやすい地域づくり ✓ 就学前保育・教育の充実 ✓ 学校教育の充実 ✓ 多様な教育ニーズへの対応 ✓ 社会教育の充実
多様な人とつながる、 安全・安心で 持続可能なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係人口の創出の推進 ✓ 多様なつながりを持ち、助け合う地域コミュニティづくりの推進 ✓ 安全・安心なまちづくりの推進 ✓ 持続可能なまちづくりの推進